

97) 緒方洪庵『虎狼痢治準』（安政5年）にみるコレラの看護法

Nursing Care for Cholera in “Kolori Chijun” published by Kouan Ogata in 1858

順天堂大学医学部医史学研究室 平尾真智子

Machiko HIRAO

緒方洪庵(1810-63)は江戸後期の蘭学者、蘭医、教育者である。江戸で坪井信道に学び長崎へ遊学、1838年大阪に蘭学の私塾適塾を開き、多くの人材を育成した。医書の翻訳編述に『扶氏経験遺訓』、『病学通論』などがある。種痘の普及に尽力、晩年は幕府の奥医師となり、西洋医学所頭取を兼ねた人物である。洪庵は安政5年に大阪にコレラが流行したときに『虎狼痢治準』を出版した。本研究では、本書には治療法だけでなく看護法も記載されていることを明らかにする。

安政5(1858)年8月になって大阪にもコレラが流行しはじめたとき、洪庵はまだ経験したことのないコレラの処置の基準をつかもうと、モストの『医家韻府』(1836)、コンラジの『病学各論』(1836)、カンスタットの『治療書』(1848)の3書の治療の項を比較検討した。長崎における「ポンベの口授」の処置はコレラの3病期(初期、蕨冷期、抵抗期)を考慮せずキニーネと阿芙蓉との配合ばかりであるので、病期を考慮して薬術を運用すべきであるとして3書を抄訳編集し、9月に『虎狼痢治準』として緊急出版した。大阪の薬種商ではキニーネが品不足となり、医者はキニーネがなければ患者を見殺しにするほかになく、人々もキニーネが入手できないため坐して死を待つという状態であった。本書は全二十八丁で、漢字カタカナ混交文である。

『虎狼痢治準』において洪庵は3書の治療法を併記し、医師がコンラジ、カンスタットの説を熟読翫味してモストの説を交へ取り持って工夫を回らせれば治法の準則は自ずから立つことを得るとし、病期においては薬術が全く相反するので、決して一法を終始運用すべきではない、と注意を喚起している。コンラジは薬術以外の方法について、温褥、火桶、温石、ビンに温湯、布袋に温糖灰・燕麦を入れ腹上足脚を温すること、手掌(あ

るいは温めた毛布)で肢体を摩擦すること、ハッカ、カミツレなどの温浸液やコーヒーを飲ませること、大便には温めた便器を用いること、芥子泥の貼布、温蒸湯法、単浴法、頭上の冷洗法、蒸気浴などを取り上げている。カンスタットは薬剤・療法の最後に証候に従う治法として「第一吐下鎮止」「第二痙攣寛解」「第三蕨冷挽回」「第四神経熱証防治」「差後治法」の項目をあげている。薬術以外の方法としては飲食(米煮汁、氷片、冷水、温湯、生冷物の禁止)、脚湯、毛布による摩擦、温浴、蒸気浴、冷滴浴、熱湯・熱砂による温罨法、芥子泥湿布などがあげられている。「第四神経熱証防治」には「抗抵過不及ナクシテ他ノ併証ナク体温脈動漸ク回復スル者ハ唯冷水或ハ温湯ヲ与ヘ静息セシメテ摂生ヲ厳ニシテ以テ其景況ヲ看護スヘキノミ」とあり「看護」の文字が使用されている。

緒方洪庵は『虎狼痢治準』の前年に翻訳出版したフーフェラントの『扶氏経験遺訓』(1857)の第14編四十二ノ巻「娩産」ノ治法、第二「娩後十二時ハ殊ニ注意シテ看護スヘシ」においてすでに訳語として「看護」という文字を使用しており、「看護」の使用は今回で2回目となる。また本書には「自然良能」「生力抗抵」「感染」「病院」などの言葉も使用されている。

緒方洪庵の『虎狼痢治準』には薬術による治療法だけでなく看護法の記載もあること、「看護」の文字も使用されていることが明らかとなった。「看護」の文字は既に、頼山陽『日本外史』(1827)、平野重誠『病家須知』(1832)、高野長英『避疫要法』(1836)、佐久間肖山『白井元吉病状医案』(1858)、桑田立斉『立斉年表』での使用が判明しているが、今回の研究で緒方洪庵も2著において使用しており、これらのことから「看病」ではなく「看護」の文字の使用は江戸時代後期の文政・天保期から幕末期であることが明らかとなった。